

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場排水池河川放流弁整備修繕
- 2 業者名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象となる設備は、ろ過池洗浄排水を受け入れた排水池からサクシュコトニ川へ放流水を流出させるための設備であり、浄水場を運用するうえで必要不可欠な設備である。
本設備の整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者以外では不可能である。
本設備は、前澤工業株式会社により設計・製作されたもので、その修繕については上記業者に移管されている。
以上の理由により、上記業者を特定することとしたい
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩導水管電動弁整備修繕
- 2 業者名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象となる設備は、藻岩取水場から藻岩浄水場までの間に敷設されている導水管路上にある電動弁設備であり、藻岩浄水場への流入水の圧力を調整したり、導水管破損時に管路を仕切るのに使用している必要不可欠な設備である。
本設備の整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者以外では不可能である。
本設備は、前澤工業株式会社により設計・製作されたもので、その修繕については上記業者に移管されている。
以上の理由により、上記業者を特定することとしたい
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。